

## 金沢大学附属病院「金大病院CPDセンター」使用要領

平成25年 7月 1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、金大病院CPDセンター（以下「センター」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

### (施設等)

第2条 センターの施設、設備は次のとおりとする。

- (1) 研修室
- (2) シミュレーター室
- (3) シミュレーター機器
- (4) テレビ会議システム
- (5) 医療情報システム、放射線画像読影端末
- (6) AV 機器

### (使用申請者の範囲)

第3条 センターの使用を申請することができる者は次のとおりとする。

- (1) 金沢大学附属病院の教職員
- (2) 金沢大学の教職員（(1)を除く）
- (3) 金沢大学附属病院の関連病院の職員
- (4) その他金大病院CPDセンター規程第2条に掲げる目的を達成するために有益な事業を行う者として金大病院CPDセンター長（以下「センター長」という。）が使用を認めた者

### (使用時間及び休業日)

第4条 センターの使用時間は次のとおりとする。ただし、センター長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 平日：午前8時から午後9時
- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日：午前9時30分から午後5時

2 センターの休業日は次のとおりとする。

- (1) 12月28日から1月4日まで
- (2) 毎月、施設・機器整備のために設ける1日

### (使用手続き)

第5条 センターの使用を希望する者は、事前に予約を行い、センター長の許可を得なければならない。なお、予約方法については別に定める。

(機器の使用等)

第6条 機器の使用等に係る次の行為は、原則として業務委託を受けた者が行う。

(1) AV機器等の管理

(2) 部屋区分を変更するための壁面及びAV機器等の移動

2 シミュレーター機器を使用する場合は、機器使用の責任者(医師)を使用者の中から1名置くこと。使用者は責任者(医師)の指導のもとに操作を行う。

3 テレビ会議システムを利用する場合は、別に定める金大病院CPDセンターに係るテレビ会議システム利用要領を遵守するものとする。

(遵守事項)

第7条 第5条の規定により使用を許可された者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、設備、備品等を許可された使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 前条に規定する事項に留意すること。

(3) 設備、備品等を許可なく定められた場所から移動しないこと。

(4) 使用が終わったときは、整頓し、設備、備品等を現状に復すこと。

(5) シミュレーター室での飲食をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第8条 センター長は、使用者が前条の規定に違反したときは、使用許可を取消し、若しくは使用の停止を命じ、又は以降の使用を許可しないことがある。

2 センター長は、前項に定めるもののほか、本学において必要が生じたときは、使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。

(損害の弁償)

第9条 使用者は、故意又は過失により、施設、設備及び備品に滅失、破損等の損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。

(使用料金)

第10条 使用料金は、別に定める。

(事務担当)

第11条 金大病院CPDセンター使用に関する事務は、総務課において行う。

附則

この要領は平成25年 7月 1日から施行する。